

### お知らせ 8月は 児童扶養手当現況届の提出月です

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当を受ける資格のある人(支給停止の人を含む)は、毎年8月中旬に現況届の手続きが必要です。

対象者には、個別に通知を送付しています。受給資格者本人が手続きを行ってください(代理者による届け出は認められません)。

受付期間 8月1日(木)～30日(金)  
受付場所 子育て支援課  
※支所での受け付けは行いません。

●平日時間外の受け付け  
日時 8月6日(火)、14日(水)、22日(木)  
午後5時30分～7時30分

●休日の受け付け  
日時 8月18日(日)  
午前8時30分～午後1時

場所 三豊市役所 西館  
場所 三豊市役所 西館

手続きに必要なもの

- ・現況届のお知らせ通知「児童扶養手当現況届の提出について」
  - ・児童扶養手当証書(全部支給停止の人は不要)
  - ・一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)および添付書類(対象者には6月に郵送済)
- ※その他必要に応じて、状況を確認できる書類の提出が必要な場合があります。

### くらし 身体または精神に重度の障がいを持っている人に 手当を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

●特別障害者手当  
受給資格者  
日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅で生活している人

手当月額 28,840円(4月現在)

●障害児福祉手当  
受給資格者  
日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅で生活している人

手当月額 15,690円(4月現在)

●特別児童扶養手当  
受給資格者  
重度または中度以上の障がいを  
持つ20歳未満の子どもを監護している父もしくは母、または養育者  
手当月額(4月現在)

1級(重度障がい児) 55,350円  
2級(中度障がい児) 36,860円  
※その他条件により受給できない場合があります。

※所得制限により、手当の支給が停止されることがあります。  
※初めて手当を受けるには、福祉課へお問い合わせください。

所得状況届を提出してください  
8月初旬に、対象者には案内を送付します。8月30日(金)までに、福祉課または各支所へ提出してください。

### くらし 福祉年金を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

対象者(7月1日現在)

- ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、県発行の特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人
- ・1年以上、市内に住所がある人
- ・転出・転入、死亡などにより、支給に制限があります。

支給額(月額)

8,000円～14,000円  
※障がいの種類や程度、年齢により、支給額が異なります。

※65歳以上の人は半額を支給します。

申し込み方法

次の人は、福祉課または各支所で申請してください。

- ・新たに手帳の交付を受けた人(8月初旬に申請書を送付します)
- ・新たに特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた人で、まだ申請していない人

※過去に申請している人は、新たに申請する必要はありません。

必要書類

- ・各手帳、受給者証
- ・振込先の口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)

支給方法

12月中旬に指定口座に振り込み

- 次の場合は、届け出が必要です
- ・福祉年金を受給している人で、治療などで手帳または受給者証を返還した場合
- ・振込先口座を変更する場合

### じんけん探訪106

同和問題啓発強調月間

県では、8月を「同和問題啓発強調月間」と定め、テレビで啓発CMを放送したり、講演会を開催したりしています。

同和对策審議会答申(1965年)

答申には、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と記されています。そして「国民的課題」とは、「習慣・風習」です。具体的には、葬儀での「きよめ塩」、結婚式・披露宴での「ご両家」という言葉や「〇〇家控室」という表示などが「習慣・風習」と言えますが、私たちに社会通念として理解されているために、「みんなやっているから」という認識となります。現在の憲法第24条では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立…」となっているにもかかわらず、旧民法の「家制度」のなごりから「ご両家」という言葉が使用されていると言えます。さらに、県条例で規制されているのに、身元調査が行われるのも同様の意識からだと考えますが、このことは差別意識と結びついた風習であるため、許されるものではありません。

今、なお続く部落差別

私たちの知識や認識は、学校教育や行政による啓発によって形成されることよりも、日常生活での情報や経験によって築かれることの方が多いと言えます。インターネットやテレビ、新聞などから続々と入ってくる情報、また家族や友人、隣人との会話などによって形成されたものを社会意識(社会の価値観)と言います。

多くの情報がやり取りされていますが、同和問題に対するものはマイナスイメージのものが大半です。つまり、自己認識を形成していく中で、被差別部落に対するマイナスの情報や社会意識として刷り込まれていきます。

「あえて取り上げるからなくならない」という意見が意識調査で散見されますが、「そっとしておく」ことは部落問題から切り離されることではなく、社会意識として部落問題を差別的に知ることになります。そして、差別的なイメージや情報が漂う中で日常生活を繰り返すうちに、部落差別が再生産されていきます。「同和はこわい」という意識も同様です。

生活の中にある差別意識と結びついた社会通念(習慣・風習)をなくすと同時に、正しい認識こそが、部落差別解消につながると考えます。

### 市人権・同和問題講演会

日時 8月20日(火) 午後2時～3時40分  
(受付:午後1時～)

場所 マリンウェーブ

講師 大湾昇氏  
(おわんのぼる 絆創膏の会)

演題 出会いと表現  
あることを  
ないことにしない



※手話・要約筆記を行います。

▼問い合わせ

人権課 ☎73・3008

### 文書館だより

#### ぶんしよかんの夏休み(子ども体験講座)

「和綴じノートを作ろう!」

自分だけのオリジナルノート(A5判)を和綴じで作ります。夏休みの工作にいかがですか。

日時 8月24日(土)

午後2時～3時30分

会場 山本町保健センター

定員 5グループ15人程度(先着順)

※小学3年生以下は、保護者の同伴が必要

申し込み方法

文書館へ電話でお申し込みください。

持ち物

ハサミ、定規(30cm程)、表紙にしたい用紙(20cm×25cm程度2枚、文書館でも用意しています)



▲お手製の和綴じノート

▲ノートを和綴じしています

▼申し込み・問い合わせ

市文書館 ☎63・1010